平成２９年（フ）第７２号
石川県能美市小杉町南54番地　エスポワールⅠ・202号、従前の住所石川県能美市寺井町よ12番地２　フラットカサブランカ・102号
債務者　佐伯紗誉美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第７３号
石川県小松市戸津町井108番地１
債務者　吉田　信三
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第７２号
長野県飯田市山本6745番地１
債務者　小池　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第７３号
長野県飯田市山本6745番地１
債務者　小池千代子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１４８３号
愛知県長久手市下川原14番地28　カターラサンミ３Ａ
債務者　亀山　典亮
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４９号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地（26―304）
債務者　浅井　茂陽
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１９号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地644
債務者　古堅リイディアこと　ＧＵＴＩＥＲＲＥＺ　ＵＮＴＥＮ　ＤＥ　ＦＵＲＵＧＥＮ　ＬＩＤＩＡ　ＥＬＭＩＲＡ
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７５７号
名古屋市北区黒川本通３丁目57番地　第１スエヒロビル403号
債務者　畑中　　真
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
三重県熊野市井戸町902番地４
債務者　中西　　均
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目１番30―509号山上方
債務者　加納　し乃
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市建家町25番地　レジデンスミイチ701、前住所兵庫県尼崎市建家町94番地の２
債務者　小川　貴子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市西川２丁目４番２号　ニシモ文化
債務者　石本　清人
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市次屋２丁目16番３号　西中コーポ１―102
債務者　石田由理子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２６号
愛媛県西条市喜多台413番地14、前住所愛媛県西条市喜多台485番地２
債務者　曽我　　猛
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1917番地　川畑ハイツ205号
債務者　永留ちづる
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
兵庫県洲本市宇原158番地１　ウィルビー宇原302号、住民票上の住所兵庫県洲本市宇原158番地１　ショッパーズ吉岡302号
債務者　河合　清明
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係